

説明資料

2024年11月11日



金融庁

Financial Services Agency, the Japanese Government

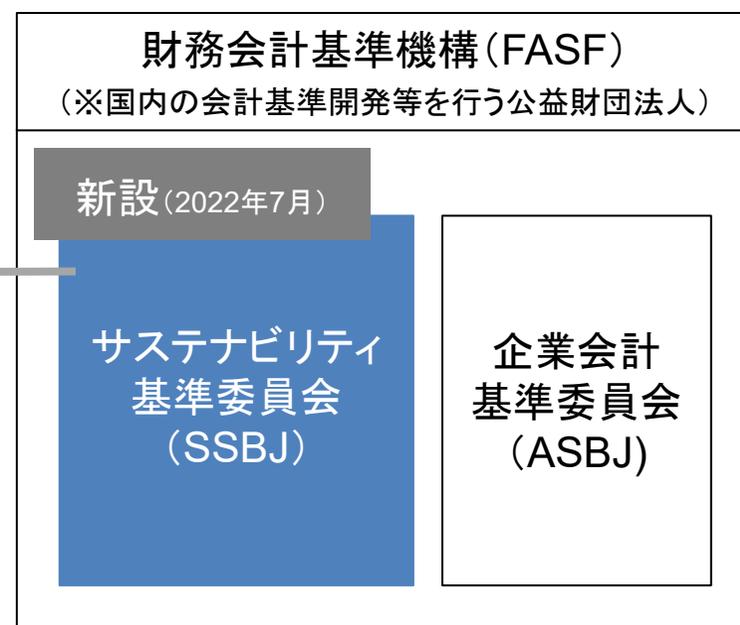
サステナビリティ開示基準の国際的な動向

- 2021年11月3日、国際会計基準財団(IFRS財団)は、「国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)」の設置を公表。
- 2023年6月26日、ISSBは、「全般的な開示要求事項(IFRS S1号)」及び「気候関連開示(IFRS S2号)」を最終化。

国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)の概要



日本における基準開発及び意見発信



議長	理事
 エマニュエル・ファベール (仏) (元ダノンCEO)	 小森 博司 (日本) (元GPIF 市場運用部次長)

※議長1名・副議長2名のほかに、日本人1名(小森博司氏)を含む11名の理事が就任

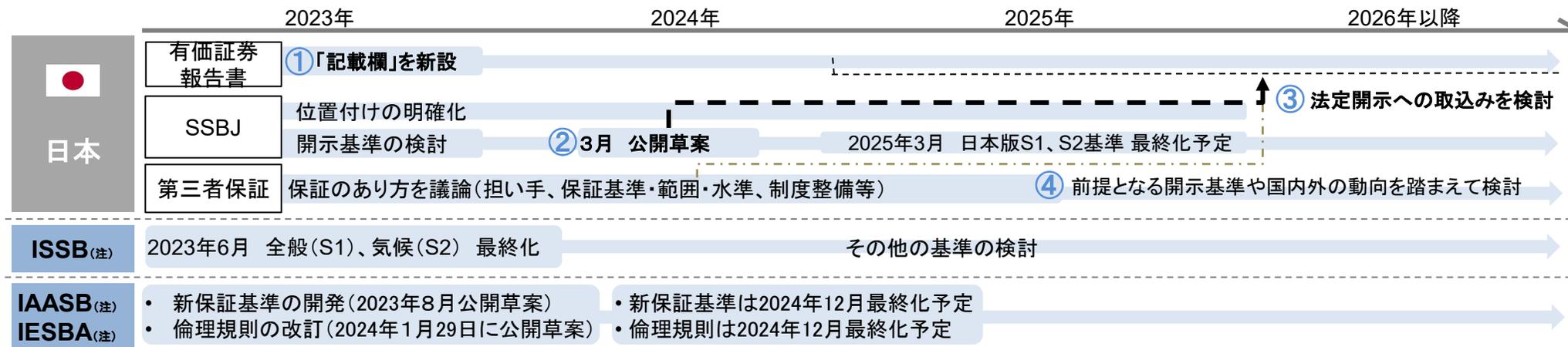
サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ設置の背景

- 2023年3月期から有価証券報告書におけるサステナビリティ情報の開示が開始(個別具体的な基準はなし)。今後、この開示が具体的な基準に準拠して行われることで、比較可能性を高め、投資家に有用な情報が提供されることが重要・・・①
- 我が国のサステナビリティ基準委員会(SSBJ)では、昨年6月に最終化した国際基準(ISSB基準)を踏まえ、日本における具体的なサステナビリティ開示基準(SSBJ基準)を開発中であり、本年3月に公開草案を公表済み・・・②
- SSBJ基準の適用対象については、グローバル投資家との建設的な対話を中心に据えた企業(プライム上場企業ないしはその一部)から始めることが考えられる中、公開草案の公表に際し、具体的な適用対象や適用時期を検討することで、公開草案に関する適切な議論が行われるほか、企業等において基準の適用に向けた準備が進むと考えられる・・・③

(注)2022年12月公表の金融審議会ディスクロージャーWG報告では、「…企業によって社会全体へのインパクトが異なることや様々な業態があること、企業負担の観点、欧米では企業規模に応じた段階的な適用が示されていることを踏まえると、我が国では、最終的に全ての有価証券報告書提出企業が必要なサステナビリティ情報を開示することを目標としつつ、今後、円滑な導入の方策を検討していくことが考えられる」と提言

- また、投資家からはサステナビリティ情報の信頼性の確保を望む声があり、国際的にも、当該情報に対する保証のあり方について議論が進んでいる。我が国において、サステナビリティ開示基準や保証制度を導入するには、法改正を視野に入れた検討が必要であり、議論を始めていくことが重要・・・④

⇒ 金融審議会において、サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループを新規に設置



(注1)ISSB(国際サステナビリティ基準審議会)、IAASB(国際監査・保証基準審議会)、IESBA(国際会計士倫理基準審議会)

温室効果ガス排出量の開示

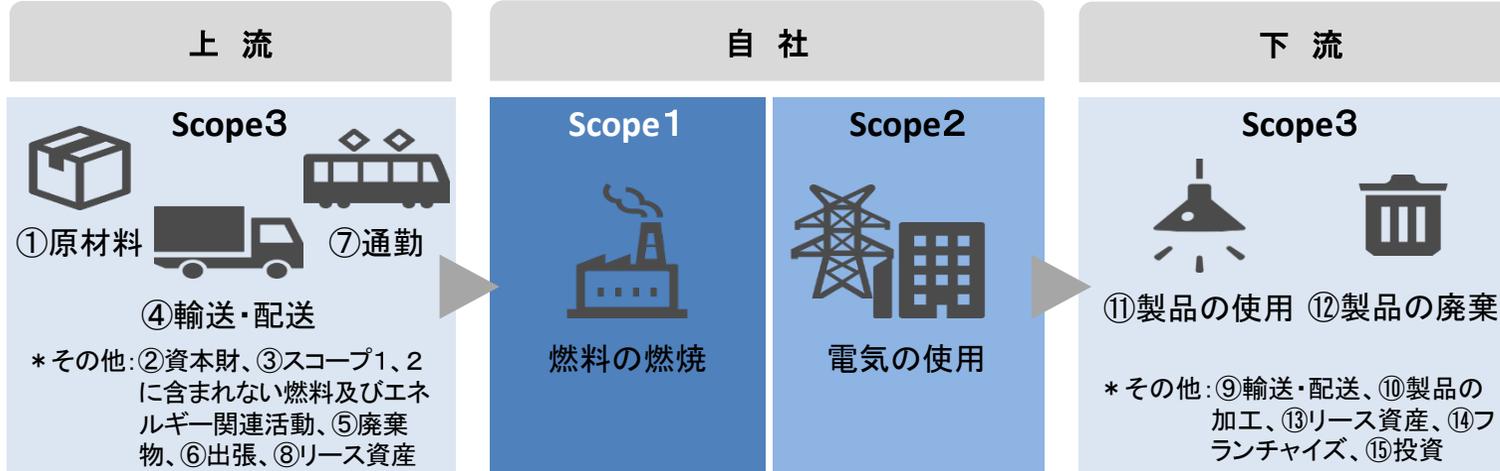
- ISSB基準(IFRS S2号)及びSSBJ公開草案のいずれでも、**温室効果ガス排出の絶対総量をScope1～3に分類して開示することが必要**。そして、Scope3は、**GHGプロトコルの15カテゴリー別に分解して開示**(注1・2)
- 温室効果ガス排出の測定は**GHGプロトコルに従う**が、法域の当局や取引所が異なる方法を用いることを要求している場合は、当該方法を用いることができる(注3)

IFRS S2号における定義(IFRS S2号 付録A)

Scope3の温室効果ガス排出

- 企業の**バリュー・チェーン**で発生する**間接的な温室効果ガス排出**(Scope2の温室効果ガス排出に含まれないもの)であり、**上流及び下流の両方の排出を含む**。Scope3の温室効果ガス排出には、「温室効果ガスプロトコルのコーポレート・バリュー・チェーン基準(2011年)」における、Scope3カテゴリーを含む

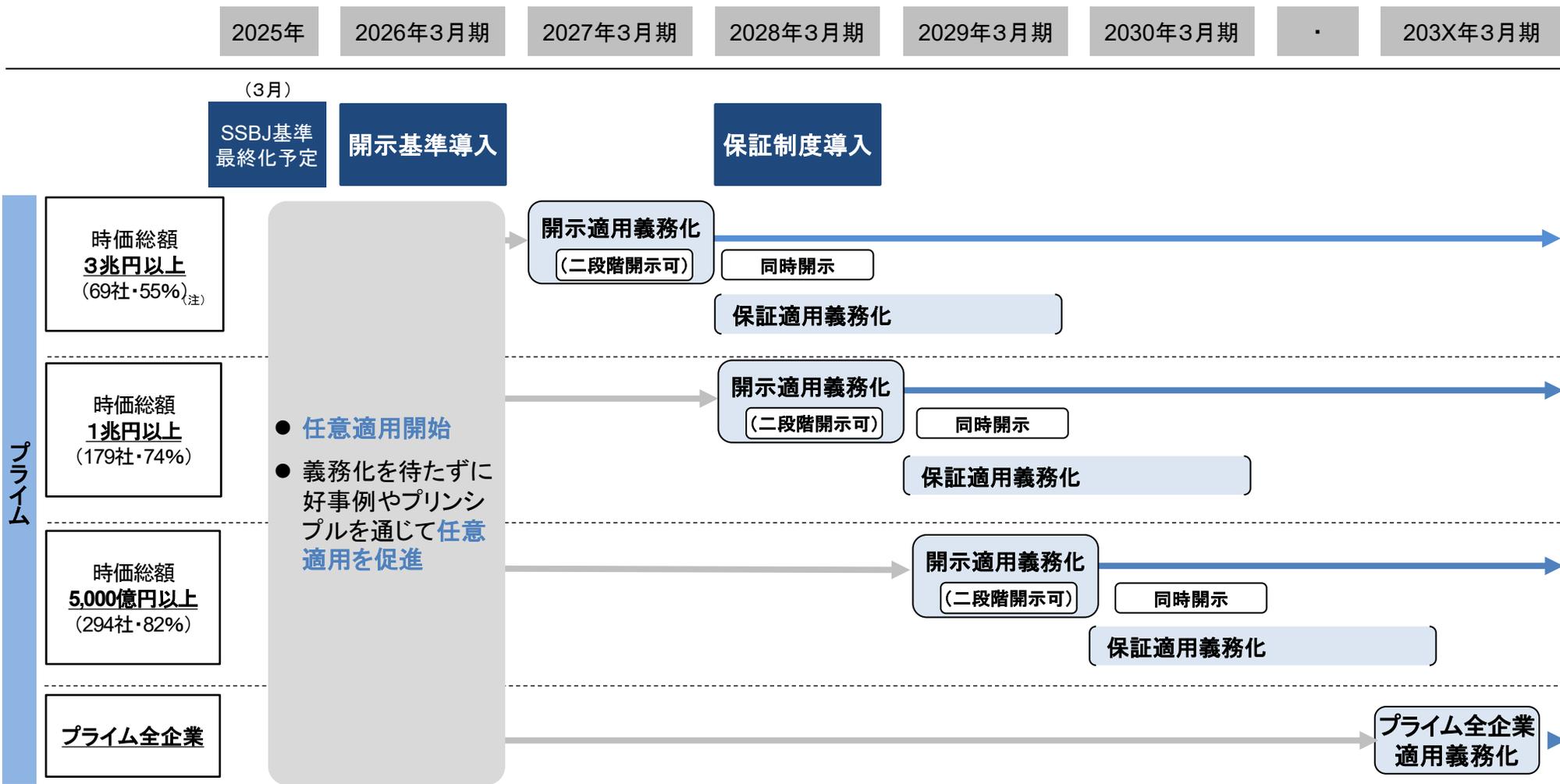
(バリュー・チェーンから発生する温室効果ガス排出のイメージ図)(注4)



Scope3のGHG排出量の開示には、**自社外(上流・下流)のデータを集計して開示する必要**

(注1) IFRS S2号及びSSBJ公開草案では、重要性の判断が適用され、基準の定めにより求められている情報であっても、重要性がないときには、当該情報を開示する必要はないとしている。
 (注2) GHGプロトコルは、「世界資源研究所(WRI: World Resources Institute)」及び「持続可能な発展のための世界経済人会議(WBCSD: World Business Council for Sustainable Development)」が共催している組織。ここでは、GHGプロトコルが策定した、温室効果ガス(GHG: Greenhouse Gas)の排出量を算定および報告のための国際的なガイドラインを指す。
 (注3) SSBJ公開草案では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度」により測定した温室効果ガス排出量を報告することができると考えられるとして、その場合の開示事項等の定めを設けている。
 (注4) Scope1の温室効果ガス排出とは、企業が所有又は支配する排出源から発生する直接的な温室効果ガス排出をいい、Scope2の温室効果ガス排出とは、企業が消費する、購入又は取得した電気、蒸気、温熱又は冷熱の生成から発生する間接的な温室効果ガス排出をいう。(IFRS S2号 付録A)
 (出所) ISSB「IFRS S2号 気候関連開示」29項,B19～B37,BC8、SSBJ「サステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第2号「気候関連開示基準(案)」」49項～65項,BC22,BC142～BC143
 グリーン・バリューチェーンプラットフォームより金融庁作成

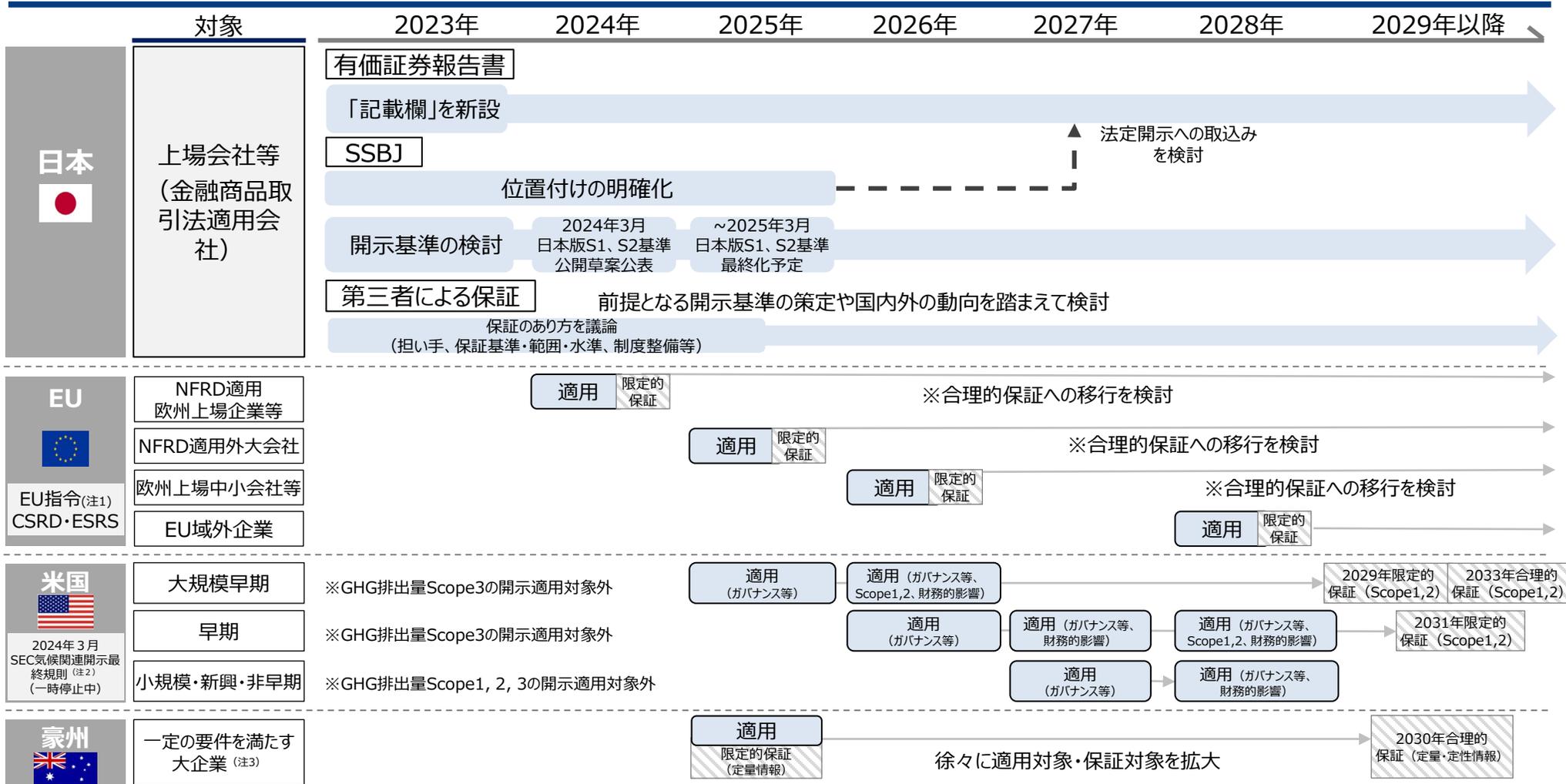
サステナビリティ情報の開示と保証の制度導入の方向性(イメージ)



スタンダード・グロース市場上場企業、非上場有価証券報告書提出会社については、任意適用の促進により、開示を底上げ

(注) 時価総額に応じた適用社数とカバレッジ(Bloomberg及びJPX公表統計の2024年3月29日時点の情報から作成)

【参考】サステナビリティ開示・保証に関する各国の検討状況



(注1) CSRDに従ってEU各国における法整備が必要。

「EU域外企業」とは、EU市場での純売上高が大きいEU域外企業グループのこと。

(注2) 2024年3月6日の気候関連開示規則の公表後に、異議を唱える訴訟が相次ぎ、同年4月4日、SECは司法判断が確定するまで同規則の一時停止を発表。

米国の「大規模早期」とは大規模早期提出会社（時価総額700百万ドル以上等の要件を満たす会社）のこと。「早期・非早期」とは、早期提出会社（時価総額75百万ドル以上700百万ドル未満等の要件を満たす会社）及び非早期提出会社（大規模早期提出会社及び早期提出会社の要件を満たさない会社）のこと。「小規模」とは小規模報告会社（時価総額250百万ドル未満等の要件を満たす会社）のこと。「新興」とは新興成長企業（収益が1,235百万ドル未満等の要件を満たす会社）のこと。

ガバナンス等とは、取締役会による監督及び重要な気候変動関連リスクの評価等における経営陣の役割や、同リスクを識別、評価、管理するプロセスなど。

(注3) 豪州では、2025年1月1日以降開始する会計年度から、A) かつB) を満たす大規模企業に適用を開始予定。A) 従業員500人以上、10億豪ドル以上の連結総資産、5億豪ドル以上の連結年間収益のうち2つを満たす B) National Greenhouse and Energy Reporting (NGER) に基づき当局による公表の基準値 (publication threshold) を超過。適用対象は段階的に拡大予定。